

● 新指定答申文化財の概要

【種別】有形文化財 古文書

【名称】伊賀甲賀山論関係文書

(いがこうか さんろんかんけいもんじょ)

【員数】2巻9通 附7点

【所在地】伊賀市上野丸之内40番地の5 (伊賀市上野図書館)

【年代】室町～江戸時代

【概要】

この古文書は、室町時代から江戸時代にかけて、伊賀国上柘植村（現在の伊賀市柘植町）と近江国和田村・五反田村（現在の滋賀県甲賀市和田・五反田）の間で争われた山論（さんろん、境界争い）に関するものです。元は近江国甲賀郡側で保管されていたもので、現在は伊賀市の所蔵となっています。

天正元年(1573)の文書は「起請文(きしょうもん)」といい、「ぞろぞろ峠」という山道付近の土地の利用権について、伊賀・甲賀の関係者(甲賀郡奉行十人惣・伊賀奉行十人惣)が神仏に誓う形式でその規約を定めた文書です。伊賀・甲賀の関係者合計20名が名を連ねています。小さな烏(からす)を組み合わせて「那智瀧宝印」の文字を表した牛王宝印(ごおうほういん)と呼ばれる用紙が使われています。江戸時代の文書は、天正元年の起請文に書かれた内容について、伊賀と甲賀との間でその解釈が争われたことを示すものです。

天正元年の文書は、室町時代末期の伊賀地域に見られた地縁的な連合体である「伊賀惣国一揆(いがそうこくいっき)」や滋賀県側の「甲賀郡中惣(こうかぐんちゅうそう)」の構成員を示す一級史料として貴重です。また、「ぞろぞろ峠」付近の権益をめぐる争いは、江戸時代までの近江国・伊賀国境、ひいては現在の三重・滋賀の両県境が成立した経緯を知るための重要な資料です。

